



特定非営利活動法人 **DPI** (障害者インターナショナル) 日本会議

Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI-JAPAN)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5F

Tel: (03)5282-3730 Fax: (03)5282-0017

e-mail: office\_en@dpi-japan.org

URL: <http://www.dpi-japan.org>



2014年3月14日

外務省国際協力局

地球規模課題総括課地球規模課題担当参事官 南博 様

同 人権人道課 御中

## 持続可能な開発目標(SDGs)策定における障害分野の要望

障害者を含む社会的に脆弱な立場に置かれた人々を包摂した取り組みが、2015年以降の開発戦略において最も重視すべき課題の一つであるとの認識の下、以下要望を提出させていただきます。持続可能な開発目標策定に向けた今後の加盟国間交渉では、これらの要望についてご検討の上、推進頂きますようお願い申し上げます。

### 1. 国連障害者権利条約の理念に則した議論

2014年2月19日をもって我が国は141番目の国連障害者権利条約批准国となった。同権利条約を批准した多くの開発途上国で権利の実現が進んでいない中、障害当事者の参画による国内法整備を行ってから批准した我が国の制度改革は先進的な事例として世界に認知されるべきものである。今後の我が国の開発援助実践のために、SDGsにおいても同条約の理念に則し、以下の分野において障害者が他の者と平等にすべての人権を差別なしに完全に享有することが保障されなければならない。

- ・ 平等及び無差別 (第5条)
- ・ 障害のある女子 (第6条)
- ・ 障害のある児童 (第7条)
- ・ 施設及びサービス等の利用の容易さ (第9条)
- ・ 自立した生活及び地域社会への包容 (第19条)
- ・ 教育 (第24条)
- ・ 健康 (第25条)
- ・ 労働及び雇用 (第27条)
- ・ 相当な生活水準及び社会的な保障 (第28条)
- ・ 政治的及び公的活動への参加 (第29条)

## 2. 当事者の参加

国連障害者権利条約成立を目指し障害者団体が使ってきた「Nothing about Us, Without Us（私たちぬきに私たちのことを決めないで）」というスローガンが象徴するように、障害者のみならず周縁化された人々の問題は当事者が主体となって解決にあたるべきであり、開発戦略の様々なレベルにおいて当事者が参画することが重要である。このため、障害者に関しては障害当事者団体および障害者支援団体が、継続して障害者の要望とニーズに応えることが保障されるように、開発戦略の策定・実施・モニタリングに関与することが必要である。

## 3. 障害者の明記

ミレニアム開発目標(MDGs)においては、障害者は「社会的弱者」という一つの言葉に集約されたことにより、障害者やなど最も社会から排除されやすい層の個別の課題に対する配慮がなされず、開発の枠組みの中で主流化がなされなかった。結果として障害者が最貧困層として取り残されていることが強く懸念される。こうした反省と国連障害者権利条約に基づき、ポスト 2015 年の開発枠組みにおいては、MDGs で積み残した課題を解決するために、障害者が他の者と等しく開発の対象となることが保障されなければならない。

## 4. 障害者に関するターゲット、指標の設定

障害は分野横断的な課題であることをふまえ、開発戦略における多様な分野が障害者を包摂したものの(inclusive)となる必要がある。持続可能な開発目標策定に関するオープンワーキンググループにおける重点分野（2014年2月21日発表）に則し、誰ひとり排除されない社会づくりを確実にするため、以下のとおり障害者を対象とするターゲット、指標の設定を提案する。

### 1. 貧困削減

開発途上地域では、社会的保護の範囲が社会保険制度に限られ、人口の大部分、とりわけ障害者には十分に適用されないことが多い。一般的な社会的保護の図式のなかで障害の観点を主流化させ、保健ケアおよび基本収入保障に焦点を当てた社会的保護をいっそう促進することが重要である。さらに、障害者が地域社会のなかで自立した生活を送れるための低額なサービスが不足している。そのようなサービスは、多くの障害者にとって、社会参加のための前提条件である。

- ターゲット A： 障害者の極度の貧困を削減する
- 指標 A： 総人口と比較して、国際的に設定された貧困線未満で生活する障害者の割合
- ターゲット B： 社会的保護制度の中で障害者の適用範囲を増大させる
- 指標 B： 社会保険および社会支援プログラムを含む社会的保護プログラム内における障害者の適用範囲
- ターゲット C： 障害者、とりわけ重度障害者および多様な障害者が、地域社会のなかで自立した生活を送れるように支援するサービスおよびプログラムを強化する
- 指標 C： 社会保険および社会支援プログラムを含め、社会的保護プログラム内における障害者の適用範囲

ターゲット D： 適切な支援機器を必要としながらそれを持たない障害者の割合を半減させる

指標 D： 支援機器を必要とし、それを所有する障害者の割合

### 3. 健康・人口動態

開発途上地域の大部分では、障害のある人々のうち少なからぬ割合が、医療・保健サービスにアクセスできない状態にある。周産期における保健医療の徹底による障害の予防のみならず、障害のある人々を包摂した形でのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現が必要である。

ターゲット A： 障害者に対して、リハビリテーションを含むすべての保健医療サービスへのアクセスを増大させる

指標 A： 一般国民と比較して、政府が助成する保健ケアプログラムを利用する障害者の割合

ターゲット B： あらゆる国・地域においてポリオの新規感染者を撲滅する

指標 B： ポリオワクチンの普及プログラムの適用範囲

### 4. 教育：障害者の教育アクセス改善

障害や発達に遅れのある子どもの多くは、貧困生活を送る家庭に育っている。開発途上地域の大部分では、障害のある子どものうち少なからぬ割合が、教育プログラムにアクセスできない状態にある。自分たちの暮らす地域での他の子どもたちと同等に質の高い初等・中等教育にアクセスできるように、政府が保障することが不可欠である。

ターゲット A： 障害のある子どもと障害のない子どもとの初等学校・中等学校在籍率の差を半減させる

指標 A： 障害のある子どもの初等学校／中等学校在籍率

ターゲット B： 出生時から就学前までに障害のある子どもを早期発見し、早期関与するための対策を強化する

指標 B： 早期関与を受ける、障害のある子どもの数

ターゲット C： 初等教育終了後における教育機会へのアクセス保障を拡大する

指標 C： 高等学校／大学における障害のある学生の在籍率

### 5. ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

障害のある女性は、重複した形で差別および虐待に直面している。扶養者への依存によってさらに深まる孤立のせいで、女性たちは多様な形態の搾取、暴力および虐待にきわめてさらされやすい。障害のある女性は、主流となる性の平等をはかる制度から見過ごされていることが多い。性や生殖に関する保健、一般的な保健ケア、および関連するサービスに関連する知識の情報がアクセシブルな形式で提供される必要がある。

ターゲット A： 障害のある女性が、主流となる開発の機会に平等にアクセスできるようにする

- 指標 A : 障害のある女性が性の平等および女性のエンパワーメントに関する国の行動計画に参加することを促進している国の数
- ターゲット B : 政府の政策決定機関において障害のある女性の代表が参加することを保障する
- 指標 B : 国会またはそれに相当する国の立法機関に障害のある女性が議席を占める割合
- ターゲット C : 障害のある女性が、障害のない女性と同様に、性や生殖に関する保健サービスにアクセスできるように保障する
- 指標 C : 障害のない女性と比較して、性や生殖に関する政府および市民社会の保健サービスにアクセスする、障害のある女性の割合
- ターゲット D : 障害のある女性をあらゆる形態の暴力および虐待から守るための対策を増大させる
- 指標 D : 性的虐待や搾取を含め、障害のある女性に対する暴力を削減することを目的とする、政府および関連機関が主導するプログラムの数

## 10. インフラストラクチャー

物理的環境、公共交通機関、知識、情報およびコミュニケーションへのアクセスは、障害者を包摂する社会においてその権利を実現するための前提条件である。ユニバーサルデザインを基盤とする、都市部、地方および遠隔地のアクセシビリティは、障害者はもちろんその他すべての社会の構成員にとって安全性および利便性を向上させるものである。

- ターゲット A : 公に開かれた物理的環境のアクセシビリティを増大させる
- 指標 A : 首都及び主要都市における、アクセシブルな政府機関の建築物の割合
- ターゲット B : 公共交通機関のアクセシビリティおよび利便性を高める
- 指標 B : 空港・港湾・駅を含むアクセシブルな主要交通拠点およびアクセシブルな列車・バス・タクシーの割合

## 11. 雇用・ディーセントワーク

障害者の大多数は、労働市場できわめて不利な状況に立たされ、経済的な関与が乏しいゆえに、障害のない人に比べて不均衡に貧困の状況にある。正規の職に就き、その職を維持するために必要な教育、訓練、および支援を受けることが、貧困を克服するための最良の手段のひとつである。したがって、就労可能であり、かつそれを望む人には、働けるようにするために十分な支援、保護および必要なものを与えなければならない。

- ターゲット A : 就労可能であり、かつそれを望む就労年齢の障害者の仕事および雇用を増大させる
- 指標 A : 雇用総人口に対して、雇用されている障害者の割合
- ターゲット B : 政府が助成する職業訓練およびその他の雇用支援制度に対する障害者の参加を増大させる
- 指標 B : 政府が助成する職業訓練およびその他の就労支援制度に参加する人のうち、障害者の割合

## 12. 平等の推進

他の人々と等しく障害者の権利を実現するためには、政治プロセスおよび政策決定への障害者の参加が必要である。投票権および被選挙権を行使できることは、この目標に欠かせない。

- ターゲット A： 障害者が政策決定機関において代表者を送ることを保障する
- 指標 A： 障害者が、国会またはそれに相当する国の立法機関に占める議席の割合
- ターゲット B： 障害者が政治プロセスに参加しやすくするために合理的配慮を提供する
- 指標 B： 選挙の対象となるあらゆる場所において、アクセシブルであり、障害者の投票の秘密が守られるように対策がとられた投票所の割合

## 13. 持続可能な都市と居住地

持続可能な都市のデザインに当たっては、障害者を含むすべての社会の構成員にとって利用可能なものとなるよう便宜が図られる必要がある。また、都市の持続可能性にとってリスクとなる災害リスクの削減においても、避難が困難であり、死亡リスクが高い障害者が包摂された形で計画が立てられなければならない。

- ターゲット A： 都市計画において障害者のアクセシビリティが配慮される
- 指標 A： アクセシビリティ規定の有無と適用範囲
- ターゲット B： 障害インクルーシブな災害リスク削減計画を強化する
- 指標 B： 障害インクルーシブな災害リスク削減計画の有無

以上

特定非営利活動法人 DPI 日本会議  
連絡先：田丸・堀場